

令和4年2月から 教育・保育の現場で働く方々の 収入の引上げに必要な費用を補助します

施設・事業所が、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるために必要な補助を実施します。

対象施設

保育所・幼稚園・認定こども園・
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・
事業所内保育事業・特例保育を行う施設

※ 公立の施設・事業所も対象となります

※ 私学助成を受ける幼稚園は文部科学省事業による補助となります

補助内容

収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための費用を補助
（補助額は公定価格上の職員の配置基準を基に算定）

※ 施設・事業所での実際の職員配置状況などにより、1人当たりの引上げ額が月額9,000円を下回る場合があります

※ 令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定分（▲0.9%）も上乗せして補助します

補助要件

- ・ 補助額の全額を賃金改善に充てること
- ・ 賃金改善について最低でも改善額全体の3分の2以上を基本給または決まって毎月支払われる手当により行うこと
- ※ 令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定（▲0.9%）を反映しない賃金水準に基づいて賃金改善を行う必要があります
- ・ 賃金改善の計画書・実績報告書を市町村に提出すること

事業の詳細については、以下の内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>



よくある質問・
問合せ先は裏面へ

※下線部分は倉林明子事務所